

令和6年1月19日

洞爺湖町議会令和6年1月会議
議案

附 議 議 案

議 案 番 号

件

名

議案第 3 4 号

洞爺湖町手数料条例の一部改正について

議案第 3 5 号

洞爺湖町霊園条例の一部改正について

議案第 3 6 号

令和 5 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 5 号）

議案第34号

洞爺湖町手数料条例の一部改正について

洞爺湖町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年1月19日提出

洞爺湖町長 下道英明

洞爺湖町手数料条例の一部を改正する条例

洞爺湖町手数料条例（平成18年洞爺湖町条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第2項中「磁気ディスクをもって調整された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表中第34項を第36項とし、第9項から第33項までを2項ずつ繰り下げ、同表第8項中「の閲覧及び証明書の交付手数料」を「又は電子化された届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務手数料」に、「1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件」に改め、同項を同表第10項とし、同表第7項を同表第9項とし、同表第6項中「及び申請の受理証明書又は受理書類に記載した事項の証明書の」を「若しくは申請の受理、届書その他の書類の記載事項又は電子化された届書等情報証明書の内容の証明書」に改め、同項を同表第8項とし、同表中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同項の前に次のように加える。

5 除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき	700円
--	---------------------	------

明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)		
--	--	--

別表第3項中「磁気ディスクをもって調整された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項を同表第4項とし、同項の前に次のように加える。

3 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項及び第5項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき	400円
--	---------------------	------

別表備考中「第30項」を「第32項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日より施行する。

議案第35号

洞爺湖町霊園条例の一部改正について

洞爺湖町霊園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年1月19日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町霊園条例の一部を改正する条例

洞爺湖町霊園条例（平成18年洞爺湖町条例第119号）の一部を次のように改正する。

第1条中「という。）」の次に「及び洞爺湖町合葬墓（以下「合葬墓」という。）」を加える。

第2条中「霊園の」を「霊園及び合葬墓の」に改め、同条の表に次のように加える。

洞爺湖町合葬墓	虻田郡洞爺湖町三豊5番地
---------	--------------

第4条中「霊園」を「霊園又は合葬墓及び合葬墓の墓誌」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 合葬墓は、次の各号のいずれかに該当する者が利用することができる。
 - (1) 洞爺湖町に住所を有する者
 - (2) 洞爺湖町外に居住する者であって、洞爺湖町に住所を有していた者の焼骨を埋蔵しようとするもの
 - (3) 霊園又は洞爺湖町内の寺院等の墓地を使用している者で、埋蔵されている焼骨を合葬墓に改葬しようとするもの
 - (4) 前各号に定めるもののほか、町長が特に必要があると認める者
- 3 合葬墓の墓誌は、町が指定する字体・寸法により作成するものに限り利用を許可するものとする。

第5条を次のように改める。

（霊園利用権者の代理人の選定）

第5条 霊園の利用の許可を受けた者（以下「利用権者」という。）は、洞爺湖町以外に住所を有している者であるとき又は利用権者が前条第1項の許可を受けた後洞爺湖町以外に住所を変更したときは、洞爺湖町に住所を有し独立の生計を営む成年者を代理人に選定し町長に届け出なければならない。

第7条第2項中「各号の一の理由」を「前項の規定」に改める。

第8条中「利用場所の」を「霊園の利用場所の」に改める。

第10条中「霊園」を「霊園及び合葬墓」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第4条第2項第4号の規定により合葬墓の利用許可を受けた者は、前項により定められた合葬墓使用料の5割増しの額とする。

第11条の見出し中「減免」を「免除」に改め、同条第1項中「使用料を減免」を「霊園及び合葬墓の使用料を免除」に改め、同条第2項中「前項の減免を許可する場合町長は、」を「霊園の使用料の免除を許可する場合は、町長は」に改める。

第12条に次の1項を加える。

2 合葬墓の既納の使用料は還付しない。ただし、町長は合葬墓を使用する前であって特に認めた場合については、その全部又は一部を還付することができる。

第15条を第16条とする。

第14条第1項中「利用の許可を受けた者」を「利用権者」に改め、同条を第15条とする。

第13条第1項中「利用権者」の次に「又は合葬墓及び墓誌利用者」を加え、同条を第14条とする。

第12条の次に次の1項を加える。

（焼骨の不返還）

第13条 合葬墓の利用者は、合葬墓に埋蔵又は改葬した焼骨の返還を求めることができない。

別表中「霊園使用料」を削り、同表に次のように加える。

洞爺湖町合葬墓			焼骨1体につき 20,000円	1回に埋蔵(改葬)する焼骨が5 体を超える場合は、5体を超える 焼骨1体につき10,000円
---------	--	--	--------------------	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に、改正前の洞爺湖町霊園条例の規定により、施行日以降の利用に当たりなされた処分、手続、使用料の徴収その他の行為は、改正後の洞爺湖町霊園条例の相当規定によりなされたものとみなす。

議案第36号

令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第5号）

令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40,474千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,341,361千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年1月19日提出

洞爺湖町長 下道英明

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 商 工 費		341,057	5,000	346,057
	2. 観 光 費	254,704	5,000	259,704
13. 予 備 費		72,695	△ 5,000	67,695
	1. 予 備 費	72,695	△ 5,000	67,695
14. 新型コロナウイルス感 染 症 対 策 費		301,114	40,474	341,588
	1. 新型コロナウイルス感 染 症 対 策 費	301,114	40,474	341,588
歳 出 合 計		8,300,887	40,474	8,341,361